

第2次東御市男女共同参画推進基本計画に基づく
令和6年度事業計画

【評価方法】 別紙から選択する
 ・(※1) 事業実績評価 …… 「A」～「D」もしくは「評価不能」を記載
 ・(※2) 評価判断基準 …… ①～④を記載（複数回答可）
 ・(※3) 共同参画視点 …… 着目した視点番号（1～12）をすべて記載

資料 1

基本目標1 両性の尊重と性差別の根絶

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課	令和５年度事業計画（事業名・内容）	令和５年度実績状況・課題 (回数などの数値実績も記載してください)	事業実績評価 (※1)	評価判断基準 (※2)	共同参画視点 (※3)	令和６年度事業計画（事業名・内容） (回数などの数値目標・計画も記載してください)
(１) 両性の尊重と男女の性に関する教育の推進	①互いの人格を尊重し合う社会実現の啓発 ②性差別に関する相談体制の充実	人権教育・人権学習の充実	学校などでの人権教育を推進するとともに、地域においても人権啓発学習等の活動を推進し、人権尊重のまちづくりを進めます。	教育課	・各小中学校において人権同和教育を推進する。（校長会、教頭会、人権同和教育主任会、人権同和教育委員会） ・各校の人権同和教育計画により実施する。 ・各校の人権同和教育計画により実施する。	・各小中学校において、人権同和教育を推進した（校長会、教頭会、人権同和教育主任）。 ・各校の人権同和教育計画により実施した。 ・人権同和教育研修会、教職員の研修、授業の教材他を通して、人権同和教育の充実に努めた。	A	①	1. 2. 3 . 4. 5. 10	・各小中学校において人権同和教育を推進する。（校長会、教頭会、人権同和教育主任会、人権同和教育委員会） ・各校の人権同和教育計画により実施する。
			人権同和政策課	人権尊重のまちづくり市民の集い、各種人権セミナーを開催する。	人権尊重のまちづくり市民の集い 参加130人、人権セミナー4回開催 参加161人、多様な性に関する学習会5回開催 参加123人 夜間の開催が多く、参加しづらいとの意見があった。参加者の固定化が懸念されています。	B	①③④	1. 3. 4 . 5. 8. 10	人権尊重のまちづくり市民の集い、各種人権セミナーを開催する。 より多くの方が参加できるよう、平日の昼夜、土曜日など、年6回開催	
		性教育の計画的実践	男女が自身の性を前向きにとらえ、自分らしく生きるための思春期健康教育などの学習を進めます。 教育計画の中で児童の成長に応じた性教育を位置づけ学習を進めます。	健康推進課	新型コロナ感染予防の為、県が講師となる学生の育成をできなかったため中止。	新型コロナ感染予防の為、県が講師となる学生の育成をできなかったため中止。	評価不能	②	1	県が講師となる学生の育成をできないため中止。
			教育課	性教育、人権教育として、男女の違いを認め合い、理解する。他の教科と連携し学ぶ。（家庭科、理科、体育・保健体育、社会）	・性教育、人権教育として、男女の違いを認め合い理解する。他の教科と連携で学んだ。（家庭科、理科、保健体育、社会） ・性的マイノリティの人権について学んだ。	A	①	1. 2. 3 . 4. 5. 10	性教育、人権教育として、男女の違いを認め合い、理解する。他の教科と連携し学ぶ。（家庭科、理科、体育・保健体育、社会）	
		社会環境の浄化	男女の人権を侵害する書籍類の撤去活動を行い、性の商品化や性差別を助長する環境の浄化を目指します。	教育課	今後も情報収集に努め、再び設置されないよう監視を継続する。	有害環境浄化活動として、５地区で年３回（７月、11月、２月）の監視を行った。	A	①	2	今後も情報収集に努め、再び設置されないよう監視を継続する。
		相談体制の充実	性差別に関する相談機能を充実します。人権相談、よろず相談及び日常的な相談受付。	人権同和政策課	毎月人権よろず相談所を開設、相談内容の充実を図る。また、隔月で女性弁護士相談を実施する。	人権よろず相談98件、女性弁護士による法律相談24件の相談があった。様々な相談内容に対応できる体制を整える必要がある。	B	①④	1. 2. 3 . 4. 8	毎月人権よろず相談所を開設（年12回）、相談内容の充実（男性の人権等）を図る。また、隔月で女性弁護士相談を実施する（年6回）。様々な相談内容に対応できる体制の検討。
		子ども家庭支援課	相談周知と対応の継続をする。	・市報に子どもサポートセンターの取り組みを掲載した。（12回） ・巨峰の王国まつりに子どもサポートセンターのブースを設け、子どもサポートセンターの取り組みを周知した。	A	①	8	引き続き相談体制の周知と対応を継続する。		
(２) 男女間のあらゆる暴力の根絶	①暴力根絶に向けた啓発活動の推進 ②家庭内暴力についての相談窓口の充実 ③暴力を受けた被害者に対する支援	暴力根絶のための啓発	ポスターの掲示等により男女の人権に対する意識の啓発に努め、男女間のあらゆる暴力の根絶のための意識啓発に努めます。	人権同和政策課	市各課及び県等の関係機関との連携により、「女性に対する暴力をなくす運動」ポスター掲示やチラシの配布を行う。	「女性に対する暴力をなくす運動」ポスター掲示やチラシの配布、市報11月号およびホームページ掲載を行った。周知方法の検討が必要	B	①④	2	市各課及び県等の関係機関との連携により、「女性に対する暴力をなくす運動」ポスター掲示やチラシの配布を行う。（国際女性デーに合わせたの周知やイベント等の開催）
		相談体制の充実	男女間のあらゆる暴力や家庭内暴力の相談に迅速な対応ができるよう、県男女共同参画センター・県女性相談センター等の関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	福祉課	市の母子自立支援員及び女性相談員が関係機関との連携をはかり相談の対応を行う。	市内の各部署や県の女性相談センターと連携するとともに、弁護士相談へつなげる等の対応を行い、各関係機関との連携を図ることができた。	B	①	2	市の母子父子自立支援員及び女性相談支援員が関係機関との連携をはかり相談の対応を行う。
			教育課	学校において家庭内暴力を発見した場合は、関係機関へ連絡をする。	学校において家庭内暴力の発見・相談を受けた場合は、関係機関への通報。被害にあった児童生徒への相談支援を構築した。	A	①	1. 2. 3 . 4. 10	学校において家庭内暴力を発見した場合は、関係機関へ連絡をする。	
			人権同和政策課	毎月人権よろず相談所を開設、相談内容の充実を図る。また、隔月で女性弁護士相談を実施する。	人権よろず相談98件、女性弁護士による法律相談24件の相談があった。様々な相談内容に対応できる体制を整える必要がある。	B	①④	1. 2. 3 . 4. 8	毎月人権よろず相談所を開設（年12回）、相談内容の充実（男性の人権等）を図る。また、隔月で女性弁護士相談を実施する（年6回）。	
		暴力を受けた被害者に対する支援	緊急に援助を必要とする女性などへの早急な保護・救済を行うため、関係機関との連絡・調整など支援体制の充実を図ります。	福祉課	緊急に援助を必要とする女性への早急な保護・救済を行うため、女性相談員を中心に支援体制の充実を図る。（暴力を受けた被害者に対する支援）	令和5年度は緊急で避難が必要なケースはなかった。暴力に関する相談には女性相談支援員が支援措置や転入・転出手続きの際の各種申請手続きの支援等関係機関との連携をはかり対応を行った。	B	①	2	緊急に避難を必要とする女性への早急な保護・救済を行うため、女性相談支援員を中心に支援体制の充実を図る。（暴力を受けた被害者に対する支援）
			市民課	住民基本台帳閲覧規制等のDV支援体制の充実を図る（職員のスキルアップ、関係機関との連携）。	関係市町村との連携を図るため、申請受付後すぐに電話でやり取りをし、データにロックをかけ申請者の安全を図った。	A	①	2	住民基本台帳閲覧規制等のDV支援体制の充実を図る（職員のスキルアップ、関係機関との連携）。	

※推進基本計画P20参照

基本目標2 男女共同参画を促進するための制度の見直しと改善【女性活躍推進法】

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課	令和5年度事業計画（事業名・内容）	令和5年度実績状況・課題 （回数などの数値実績も記載してください）	事業実績評価 （※1）	評価判断基準 （※2）	共同参画視座 （※3）	令和6年度事業計画（事業名・内容） （回数などの数値目標・計画も記載してください）
（1）男女共同参画の視座に立った社会制度、慣行の見直し【女性活躍推進法】	①SDGsの理念を踏まえた、ジェンダー平等の視点の浸透のための講演会等の開催 ②家庭・地域・職場における社会制度や慣行の見直し ③広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進 ④あらゆる分野における女性の活躍の推進【女性活躍推進法】	男女共同参画・ジェンダー平等の視点の浸透のための講演会等の開催	男女共同参画とジェンダー平等の視点の浸透のための講演会、講座等を開催し、広く市民の意識啓発を図ります。また、学校においてもジェンダー差別に対する理解を深める学習を進めます。	人権同和政策課	男女共同参画に関する講演会・講座等を開催する。	長野県男女共同参画センター“あいとびあ”さんかくセミナーのサテライト会場として3回開催 延べ51名参加 実行委員会主催による男女共同参画週間事業の開催 実行委員会主催による男女共同参画のつどいの開催 学校においては「あけぼの」を活用しての学習を行った。	B	①④	1. 2. 3. 4. 5. 8	男女共同参画に関する講演会・講座等を開催する。 （男女共同参画週間事業、国際女性デー）
		各種講座での男女共同参画啓発への配慮	学級などで男女共同参画に関する内容を盛り込むとともに、女性リーダー養成につながるように運営に配慮します。 （※たけのこ学級は令和4年度末をもって中止）	人権同和政策課	参加者の減少によりたけのこ学級は中止する。					
		市職員の研修会	男女共同参画の啓発と推進のため、市職員の研修会を開催します。	総務課	・令和5年度職員研修計画に基づき、令和5年7月に開催予定（内容未定） ・新規採用職員研修の一環として令和5年3月に研修を開催予定（内容未定）	・令和5年度職員研修計画に基づき、令和5年7月26日に県バートナーシップ届出制度についての研修会を開催した。（出席者143名） ・新規採用職員研修の一環として令和6年3月7日に男女共同参画研修会を開催した。（出席者26名）	A	③	5	・令和6年度職員研修計画に基づき、令和6年7月に開催予定（内容未定） ・新規採用職員研修の一環として令和7年3月に研修を開催予定（内容未定）
		県等主催の研修会への参加・情報提供	国、県、男女共同参画センター（あいとびあ）等の各種講座、研修、講演会等の参加者を市民からも募り、男女共同参画意識の確立を図ります。また、男女共同参画の啓発、講演会等について市報、ケーブルテレビ、FMとうみ、市ホームページ等を活用して広報し、啓発に努めます。	人権同和政策課	県主催の研修会・各種講座の周知を、様々なメディアを活用し啓発・普及に努めより多くの参加を促す。	長野県男女共同参画センター“あいとびあ”さんかくセミナーのサテライト会場として3回開催 延べ51名参加 ・男女共同参画週間事業「東御の魅力を子どもたちに」篠谷ゆかりさん講演会開催 100名参加 ・男女共同参画つどい 弁護士による講演会開催 125名参加	B	①④	1. 2. 3. 4. 5. 8	県主催の研修会・各種講座の周知を、様々なメディアを活用し啓発・普及に努めより多くの参加を促す。 国際女性デーに合わせたイベント等の開催
		地域での男女共同参画の推進	地区懇談会を開催するなど、地域に根ざした男女共同参画の啓発、推進を図ります。	人権同和政策課	年2か所にて地区懇談会を開催し、地域での男女共同参画の推進を図る。	男女共同参画推進会議と地区懇談会を開催し、滋野地区22人、祐津地区34人が参加 懇談会に出された意見を全区長、社会福祉協議会に送付	B	①④	3. 4. 5	地区懇談会を開催し、地域での男女共同参画の推進を図る。 懇談内容のフィードバック方法の検討
		地域の慣習・慣行の見直し	区・自治会等と連携し、地域における様々な役職への女性の参画を進めるなど慣習・慣行の見直しに努めます。	地域づくり支援課	区長会等と連携し、地域における様々な役職への女性の参画を推進する。	令和5年第2回自治推進委員会及び令和6年第1回自治推進委員会において、「地域や区役員の選出における男女共同参画の推進について」を担当課より説明し、男女共同参画の理解、推進を継続して図っている。	B	③	3. 4. 11	区長会等と連携し、地域における様々な役職への女性の参画を推進する。
		男女共同参画の視点による適正な公的広報活動の推進	市報、ケーブルテレビ、FMとうみ、ホームページ等における広報に際して、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」等を参考に、性別による固定観念にとらわれない対等な表現、人権を尊重した表現を推進します。	企画振興課	・情報発信において、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」等を参考に、適切な表現を心がける。 ・とうみチャンネル等の行政情報の発信において、表現方法を適切に行うための指導を実施する。	○引き続き情報発信において、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」等を参考に、適切な表現を心がけた。 ○とうみチャンネル等の行政情報の発信において、各課で事前確認し表現方法を適切に行うための指導を実施した。	B	③	1. 2. 10	・情報発信において、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」等を参考に、適切な表現を心がける。 ・とうみチャンネル等の行政情報の発信において、表現方法を適切に行うための指導を実施する。
		女性の職業生活における活躍の推進	市内企業における女性雇用促進に向けた働きやすい環境づくりと起業など多様な働き方を推進します。	人権同和政策課	企業訪問を実施し、その結果を広報に掲載することにより、女性の働きやすい環境を周知する。	男女共同参画推進委員会と2社訪問し、その結果を市報9月号に掲載。女性の働きやすい環境を周知した。 より広く周知するため市報以外の周知方法を検討する	B	①④	3. 4. 7	企業訪問を実施し（2社以上）、その結果を広報等に掲載することにより、女性の働きやすい環境を周知する。周知方法の検討

※推進計画P26. 27参照

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課	令和5年度事業計画（事業名・内容）	令和5年度実績状況・課題 （回数などの数値実績も記載してください）	事業実績評価 （※1）	評価判断基準 （※2）	共同参画視点 （※3）	令和6年度事業計画（事業名・内容） （回数などの数値目標・計画も記載してください）
（2）雇用における機会均等と就労条件の整備	①男女の雇用機会均等に關する啓発 ②働きやすい環境の整備 ③労働に關する相談の充実及び就業に關する情報の提供	事業主に対しての啓発	労働局、ハローワーク、県等で開催する各種セミナーについて事業主に周知します。	商工観光課	労働局、ハローワーク、県等主催のセミナーを広報等で周知する。	労働局、ハローワーク、県等主催セミナーを広報、市HP等への掲載し、商工観光課窓口にも情報コーナーも設置し周知を行った。	B	①	7	労働局、ハローワーク、県等主催のセミナーを広報等で周知する。
			育児休暇の取得やフレックスタイムなどの就労条件の整備や、従業員が取得しやすい環境整備の啓発を行います。							
			男性の育児休暇取得促進のための新制度について、企業自らの積極的な取組が進むよう、関係機関・団体等と連携して普及啓発を行います	人権同和政策課	企業訪問を実施し、その結果を広報に掲載することにより、女性の働きやすい環境を周知する。	男女共同参画推進委員会と2社訪問し、その結果を市報9月号に掲載。女性の働きやすい環境を周知した。より広く周知するため市報以外の周知方法を検討する	B	①④	3. 4. 7	企業訪問を実施し（2社以上）、その結果を広報に掲載することにより、女性の働きやすい環境を周知する。周知方法の検討
			ワーク・ライフ・バランスの実現に資する、DXの推進によるテレワーク、フレックスタイムなど、企業等における多様で柔軟な働き方の啓発と制度の導入促進を支援します。							
		職場における推進体制の充実	職場における男女共同参画を進めるため、職場の問題点などを話し合う懇談会を開催します。	人権同和政策課	男女共同参画行政推進会議を開催し、職員への意識の啓発を図る。	男女共同参画行政推進会議を8月28日に開催し、職場でのハラスメント防止や男性の育児休暇取得への対応や配慮について説明した。	B	①④	1. 2. 3. 4. 5. 7	男女共同参画行政推進会議を開催し、職員への意識の啓発及び情報共有を図る。
		女性の就業への支援、再就職の支援、求人情報の提供	ハローワーク、県等で開催する働く女性支援セミナーを広報等で周知します。 女性の就業支援やスキルアップのための講座を開催します。	商工観光課	労働局、ハローワーク、県等主催のセミナーを広報等で周知する。	ハローワークの求人情報の定期的なHPへの掲載、ミニジョブカフェ事業を月に1回行った。	B	①	7	労働局、ハローワーク、県等主催のセミナーを広報等で周知する。
（3）農業・商工業等自営業における男女共同参画の確立	①時代の流れに対応できる経営者の育成 ②女性農業者・女性農協経営者の育成	企業経営セミナーの支援	商工会等が主催する経営能力向上のためのセミナーを支援します。	商工観光課	県主催の研修会・各種講座の周知を、様々なメディアを活用し啓発・普及に努めより多くの参加を促す。 管内自治体、商工団体等との連携し、セミナーを支援する。	長野県男女共同参画センター“あいとびあ”さんかくセミナーのサテライト会場として3回開催 延べ51名参加 新規創業希望者を対象に「創業塾」等のセミナーを行った。	B	①④	1. 2. 3. 4. 5. 8	県主催の研修会・各種講座の周知を、様々なメディアを活用し啓発・普及に努めより多くの参加を促す。
		女性の農業者・農業経営者の育成	農村女性ネットワークとうみ及び生産者団体などの活動を基軸として、県等が実施する各種セミナーの情報提供をするとともに、これらへの参加を促します。また、女性農業者が積極的に地域農業に貢献できる環境づくりを進め、人材の育成を図ります。	農林課	関係機関と連携し、積極的な情報提供により各種研修・講習等への参加を促す。	上小地区農村女性のつどい等の県主催行事の情報提供を積極に行い参加を促した。	B	③	9	関係機関と連携し、積極的な情報提供により各種研修・講習等への参加を促す。
		家族経営協定の推進	家族みんなが意欲的に働くことができる環境整備について、家族間で十分に話し合い、経営の改善につながるよう、家族経営協定の締結を推進します。	農林課	家族で十分話し合い、様々な分野で協力して取り組むよう、協定の締結を推進する。	令和5年度において、1組の家族経営協定が締結された。	A	①	3. 4. 7	家族で十分話し合い、様々な分野で協力して取り組むよう、協定の締結を推進する。

※推進計画P27. 28参照

基本目標 3 学習会等の充実

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課	令和5年度事業計画（事業名・内容）	令和5年度実績状況・課題 （回数などの数値実績も記載してください）	事業実績評価 （※1）	評価判断基準 （※2）	共同参画視点 （※3）	令和6年度事業計画（事業名・内容） （回数などの数値目標・計画も記載してください）
（1）共同参画を推進するための教育・学習の促進	①男女共同参画学習会の充実 ②幼稚園・保育園・学校における教育の推進 ③リーダーの養成と活動の支援	講演会や講座等の開催	女性のエンパワーメントやメディア・リテラシーの向上、性別による固定的役割分担意識の是正のための講演会、講座等を開催し、市民の理解を深め、啓発に努めます。	人権同和政策課	県主催の研修会・各種講座の周知を、様々なメディアを活用し啓発・普及に努めより多くの参加を促す。	長野県男女共同参画センター“あいとびあ”さんかくセミナーのサテライト会場として3回開催 延べ51名参加 実行委員会主催による男女共同参画週間事業の開催 実行委員会主催による男女共同参画のつどいの開催	B	①④	1. 2. 3. . 4. 5. 8	男女共同参画に関する講演会・講座等を開催する。 （男女共同参画週間事業、国際女性デー）
		各種学習会	今まで実施している女性学級、たけのこ学級、シニア大学、市民大学等に男女共同参画の視点からの学習内容も加味し、充実します。 （※たけのこ学級は令和4年度末をもって中止）	地域づくり支援課	女性学級、シニア大学、市民大学講座等を開催し、男女共同参画の視点からの学習内容も加味し、充実を図る。	女性学級23名参加、10回開催 シニア大学14名参加、17回開催 市民大学講座6回開催 男女共同参画の視点からの学習内容も加味し、充実を図った。 特に女性学級に関しては受講生が学習し得た知識等を地域に還元していくこと、また、参加者がより主体的に行動していくことが課題。	B	①④	5	女性学級、市民大学講座等を開催し、男女共同参画の視点からの学習内容も加味し、充実を図る。 女性学級は地域への還元、主体的に行動していく課題解決のため検討を行う。
				人権同和政策課	参加者の減少によりたけのこ学級は中止する。					
		家庭・地域における学習の推進	家庭教育や地域における学習活動を促進するために、各種講座の開催や地域における学習会への支援等を促進します。	地域づくり支援課	生涯学習事業として様々な講座等を開催し、学習意欲を持つ市民に対し、支援を行う。	生涯学習事業として様々な講座等を開催し、学習意欲を持つ市民に対し、支援を行った。	A	①	5	生涯学習事業として様々な講座等を開催し、学習意欲を持つ市民に対し、支援を行う。
				人権同和政策課	地区懇談会の開催、2地区で開催予定。	男女共同参画推進会議と地区懇談会を開催し、滋野地区22人、祢津地区34人が参加 懇談会に出された意見を全区長、社会福祉協議会に送付	B	①④	3. 4. 5	地区懇談会を開催予定 懇談内容のフィードバック方法の検討
		人権啓発学習会	各区ごとに、人権啓発学習会を開催します。	人権同和政策課（教育課）	北御牧地区（一部）、田中地区、祢津地区で人権啓発学習会を開催する。	北御牧地区（一部）、田中地区、祢津地区の計31区で人権啓発学習会を開催 延べ347人参加	B	①④	1. 2. 3. . 4. 5. 10	北御牧地区（一部）、滋野地区、和地区で人権啓発学習会を開催する。より多くの方に参加していただけるよう周知方法の検討
		人権まちづくり市民のつどい	人権をテーマとしたつどいを開催します。	人権同和政策課	平和と人権をテーマとした講演等の市民のつどいを開催する。	人権尊重のまちづくり市民の集い 参加130人	B	①④	3. 4. 5. . 8	平和と人権をテーマとした講演等の市民のつどいを開催する。より多くの方に参加していただけるよう周知方法の検討
		男女平等教育の充実	幼児期から男女共同参画意識を育むことができるように、幼稚園、保育園、学校における男女平等観に根ざした教育を推進します。	教育課	性教育、人権教育として、男女の違いを認め合い、理解する。他の教科と連携し学ぶ。（家庭科、理科、体育・保健体育、社会）	・性教育、人権教育として男女の違いを認め合い、理解する。ほかの教科と連携し学ぶ。（家庭科、理科、保健体育、社会）	A	①	1. 2. 3. . 4. 5. 10	性教育、人権教育として、男女の違いを認め合い、理解する。他の教科と連携し学ぶ。（家庭科、理科、体育・保健体育、社会）
				保育課	幼児期から男女共同参画意識を育むため、保育園等において男女平等観に根ざした教育を推進する。	・日常の保育の中で、男女の区別をしない。 ・子どもたち一人一人の個性を尊重する ・男女の固定観念にとらわれない保育 以上3点に留意した保育を実施した。	B	①③	3	幼児期から男女共同参画意識を育むため、保育園等において男女平等観に根ざした教育を推進する。
		指導者に対する研修の充実	指導にあたる幼稚園教諭、保育士、教職員やPTAを対象にした研修の中に、男女共同参画の視点に立った研修の機会を取り入れるように依頼します。	人権同和政策課	男女共同参画を推進する団体等に研修の案内や研修への協力をする。	関係団体へ講座開催の情報を提供した。	B	①④	5	男女共同参画を推進する団体等に研修の案内や研修への協力をする。より多くの方が研修に参加できるよう、情報提供方法の検討
				教育課	各学校において職員、PTAへの人権研修を実施する。	新任教職員研修39人、田中小学校主催の北御牧中学校での研修会約150人、北御牧中学校授業研究79人、全国人権同和教育研究大会2人参加	A	①	1	各学校において職員、PTAへの人権研修を実施する。
		各種学習会の企画・運営への参加	女性学級・たけのこ学級等の講座、学級の運営委員会、実行委員会の活動を通し地域のリーダー養成を支援します。 （※たけのこ学級は令和4年度末をもって中止）	地域づくり支援課	女性学級：さまざまな学習会を通して、自身の資質向上をはかる。	女性学級：受講生自身が講座の計画・運営することによって、自主的に物事を進める力を身につけた学習を実施。受講生23名で10回開催 受講生が学習し得た知識等を地域に還元していくこと、また、参加者がより主体的に行動していくことが課題。	B	①④	6	女性学級：さまざまな学習会を通して、自身の資質向上をはかる。地域への還元、主体的に行動していく課題解決のため検討を行う。
				人権同和政策課	参加者の減少によりたけのこ学級は中止する。					
		リーダーの養成と活動の支援	男女共同参画の視点を持った団体やグループに対して、学習の場や情報を提供し、地域でリーダーとなり活動できるように支援します。	人権同和政策課	関係団体へ講座開催の情報を提供する等活動を支援する。	関係団体へ講座開催の情報を提供し活動を支援した。	B	①④	5. 6	関係団体へ講座開催の情報を提供する等活動を支援する。学習の場や情報提供の周知方法の検討

※推進計画P33参照

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課	令和5年度事業計画（事業名・内容）	令和5年度実績状況・課題 (回数などの数値実績も記載してください)	事業実績評価 (※1)	評価判断基準 (※2)	共同参画視点 (※3)	令和6年度事業計画（事業名・内容） (回数などの数値目標・計画も記載してください)
(2) 支援団体等との連携と強調	①活動団体の育成及び支援 ②地域の女性団体の実態把握とネットワーク化の促進 ③自主的な活動への支援	活動団体の育成・支援	自主的活動団体の育成・支援に努めます。	人権同和政策課	男女共同参画推進会議、女性団体連絡協議会等への活動支援を行う。	2団体へ活動支援を行った。団体会員の高齢化、人数の減少が課題。	B	④	6, 9	男女共同参画推進会議、女性団体連絡協議会等への活動支援を行う。
		男女が共に関わる生涯学習活動等の推進	文化活動、スポーツ活動、各生涯学習講座等を通して、互いの連携促進が図れるように支援します。	地域づくり支援課	文化活動、各生涯学習講座等を通して、互いの連携促進が図れるように支援する。	文化活動、各生涯学習講座等を通して、互いの連携促進が図れるように支援した。	A	①	1, 9	文化活動、各生涯学習講座等を通して、互いの連携促進が図れるように支援する。
				文化・スポーツ振興課	文化芸術及びスポーツの振興において、活動団体等へ男女相互の連携を支援する。	文化芸術及びスポーツの振興において、活動団体等へ男女相互の連携を支援した。	B	①③	9	文化芸術及びスポーツの振興において、活動団体等へ男女相互の連携を支援する。
		女団連活動の支援	女性団体連絡協議会の組織づくり及び活動を支援します。	人権同和政策課	女性団体連絡協議会の活動等を支援する。	女性団体連絡協議会の活動等を支援した。理事・代議員の高齢化が課題。	B	④	6	女性団体連絡協議会の活動等を支援する。
		男女共同参画推進に関わる活動の支援	東御市男女共同参画推進会議等の男女共同参画推進関連団体の自主的活動を支援します。	人権同和政策課	関連団体の活動を支援する。	関連団体の活動を支援した。団体会員の高齢化・人数の減少が課題。	B	④	6	関連団体の活動を支援する。

※推進計画P34参照

基本目標 4 家庭における理解と協力【女性活躍推進法】

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課	令和5年度事業計画（事業名・内容）	令和5年度実績状況・課題 （回数などの数値実績も記載してください）	事業実績評価 （※1）	評価判断基準 （※2）	共同参画視点 （※3）	令和6年度事業計画（事業名・内容） （回数などの数値目標・計画も記載してください）
（1）男女が互いに理解し協力する家庭の実現	①家庭における男女の役割分担意識の是正	各種学習会の開催	男女共同参画とジェンダー平等の視点に立った内容の学習会開催に努めます。	人権同和政策課	男女共同参画の視点に立った学習会を開催する。	・長野県男女共同参画センター“あいとびあ”さんかくセミナーのサテライト会場として3回開催 延べ51名参加 ・分館対象で行う人権啓発学習会の内容に男女共同参画の内容を加えた。31分館 347人 ・実施結果のフィードバックが課題。	B	①④	1. 2. 3 . 4. 5. 8. 10	男女共同参画の視点に立った学習会を開催する。より多くの市民に参加していただけるよう、周知方法の検討及び各集内容のフィードバック方法の検討
（2）男女が共に関わる家事・育児・介護の推進【女性活躍推進法】	①男女が共に築く家庭生活の充実	仕事と生活の調和の意識啓発	ワーク・ライフ・バランスを啓発し、家庭生活において男女が互いに協力し合う環境づくりを促進します。	人権同和政策課	男女共同参画の視点に立った学習会等を開催（ワークライフバランス啓発）する。	新規採用職員を対象とした研修にて、ワークライフバランスについて説明した。 新規採用職員以外にもより多くの職員に参加してもらうことが課題。	B	①④	4. 5	男女共同参画の視点に立った学習会等を開催（ワークライフバランス啓発）する。より多くの職員に参加してもらうため、総務課との連携について検討する。
	②家族が共に関わる、家事・育児・介護の大切さの見直し【女性活躍推進法】	男性の参画促進	家庭における男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、各種講座を開催します。	人権同和政策課	男性の家事育児等への参画啓発事業を実施および県主催等の事業を周知する。	男女共同参画推進委員会と「男女共同参画川柳」を募集し、家庭における男女共同参画を啓発した。応募数：小中学生の部196点、一般の部18点 啓発事業の結果を市民に向けて周知する方法を検討する	B	①④	3. 4	男性の家事育児等への参画啓発事業を実施および県主催等の事業を周知する。 男女共同参画推進委員会と協力し、家庭内の役割分担を「見える化」するための実態調査（シェアシート）を実施する。
				子ども家庭支援課	「すくすくぽけっと」の記事に父親の育児参加について情報発信を継続する。	「すくすくぽけっと」で父親の育児参加や、家庭での活躍情報について情報発信した。	B	③	3	「すくすくぽけっと」の記事に父親の育児参加について情報発信を継続する。
				福祉課	母子・父子家庭等の相談の対応に努める。	ひとり親家庭に対する相談を実施した。（父子家庭の相談内容は、離婚に関すること、各種手当等の申請について、家計相談であった。）	B	③	2. 4	介護予防を通じて介護についての理解が深まるよう、男性も受講しやすい介護予防住民指導者養成講座とする。
		子育て講座、学習会等の開催	男女が子育てに関わることの大切さを学習し家庭での育児力を高めるための体験型育児講座、学習会等を開催します。	子ども家庭支援課	・子育て支援センター行事内での啓発及び個別支援の継続	・子育て支援センター内の講座で、折に触れ育児については保護者が協力して行うことを伝えた。 ・座談会等で保護者の悩みを出し合い支援した。	B	③	4	・子育て支援センター行事内での啓発及び個別支援を継続する。
		子育て支援団体等の育成、支援	乳幼児・児童の保護者の子育てを支援するボランティア団体等の育成・支援を行います。	子ども家庭支援課	・補助金を活用した団体育成の継続。 ・子育て見守り支援制度を創設する。	・補助金を活用し支援を実施した。2団体 ・見守り強化事業を開始した。令和5年度見守り支援員登録者31人。訪問による支援 55回 支援活動の場での支援 145回	B	①	9	・補助金を活用した団体育成、見守り強化事業を継続する。
		両親学級	妊娠期の健康と出産の正しい知識を学習する両親学級を開催します。父親等の参加を促進し、父親の役割や家族の協力体制を学び、子育てなどを支援します。	健康推進課	年間6講座実施予定。参加しやすいように土曜に開催。 ママとパパの食教室4回（内1回外部講師）開催予定。	年間6講座開設。参加者数46人（うち初産婦43人）、家族同席46人。 夫の参加する機会になり、家族の在り方や夫婦関係などを考える機会になっている。参加者の増加が課題。 ママとパパの食教室 4回開催 参加者数35人（家族11人）	A	①	8	年間6講座実施予定。参加しやすいように土曜に開催。 ママとパパの食教室4回（内1回外部講師）開催予定。
		男女双方の育児・家事等への積極的参加の促進	育児や家事についてのエピソードや川柳の募集、展示を通して、ワーク・ライフ・バランスの理解と実践を広く図ります。	人権同和政策課	男女共同参画川柳コンテスト等の啓発事業を実施する。	男女共同参画推進委員会と「男女共同参画川柳」を募集し、家庭における男女共同参画を啓発した。応募数：小中学生の部196点、一般の部18点 啓発事業の結果を市民に向けて周知する方法を検討する	B	①④	3. 4	男女共同参画推進委員会と協力し、家庭内の役割分担を「見える化」するための実態調査（シェアシート）を実施する。

※推進計画P39参照

基本目標5 女性の社会参画の促進【女性活躍推進法】

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課	令和5年度事業計画（事業名・内容）	令和5年度実績状況・課題 （回数などの数値実績も記載してください）	事業実績評価 （※1）	評価判断基準 （※2）	共同参画視点 （※3）	令和6年度事業計画（事業名・内容） （回数などの数値目標・計画も記載してください）
（1）政策・方針等の立案及び決定への女性の参画の拡大【女性活躍推進法】	①審議会等への女性の参画・登用の促進	審議会・委員会等への女性の参画の促進	女性の意見が広く行政に反映できるように、審議会等の女性委員の割合の向上に努めます。	庁内各課	改選を伴う審議会、委員会については性別を理由として役員を固定的に分けることのないよう委嘱する。	資料2参照			3.4.6	改選を伴う審議会、委員会については性別を理由として役員を固定的に分けることのないよう委嘱する。
	②職場における女性の管理職への積極的登用の促進	市の女性職員の登用促進	性別に関係なく適材適所の職員配置に努めるとともに、能力に応じた女性職員の管理職への登用を促進します。	総務課	性別にとらわれない適材適所の職員配置を行う。	性別にとらわれない適材適所の職員配置の視点の下で、能力に応じた女性職員の管理職への登用を行った。	A	③	6	性別にとらわれない適材適所の職員配置を行う。
	③女性の人材育成と女性リーダーの養成【女性活躍推進法】	事業所等における方針等の決定への女性の参画促進	企業経営者・管理者等を対象に、事業所等における女性の参画促進について理解を深めるため、広報・啓発活動を行います。	人権同和政策課	長野県社員の子育て応援等に取り組む事業所の紹介をする。	男女共同参画推進委員会と2社訪問し、その結果を市報9月号に掲載した。より広く周知するため市報以外の周知方法を検討する	B	①④	3.4.7	長野県社員の子育て応援等に取り組む事業所の紹介をする。周知方法の検討
		女性の人材育成	まちづくりの現代的課題などの学習会や能力向上を目的とした講座を開催し人材育成を図ります。	地域づくり支援課	女性学級：さまざまな学習会を通して、自身の資質向上をはかる。	女性学級：受講生自身が講座の計画・運営することによって、自主的に物事を進める力を身につけた学習を実施。受講生23名で10回開催 受講生が学習し得た知識等を地域に還元していくこと、また、参加者がより主体的に行動していくことが課題。	B	①④	6	女性学級：さまざまな学習会を通して、自身の資質向上をはかる。地域への還元、主体的に行動していく課題解決のため検討を行う。
		女性活躍の環境づくりの推進	企業経営者等セミナー、女性リーダー研修、女性起業セミナー等への参加を促進します。	人権同和政策課	商工観光課と連携し、セミナー等の周知や参加を促進する。	商工観光課と連携し、セミナー等の周知を行った。周知方法が課題。	B	①④	3.4.5.7	商工観光課と連携し、セミナー等の周知や参加を促進する。参加促進のため、周知方法を検討する
（2）地域の社会活動への女性の参画の促進	①自治会等における女性参画の促進	自治会等における女性参画の促進	自治会等における各種役員への女性の参画を推進するため女性の登用を働きかけ、規約や役割分担の見直し・検討を促します。	地域づくり支援課	自治会等における各種役員の女性参画調査を実施し、現状を把握するとともに、自治会の共同参画推進を促す。	令和5年第2回自治推進委員会及び令和6年第1回自治推進委員会において、「地域や区役員の選出における男女共同参画の推進について」を担当課より説明し、男女共同参画の理解、推進を継続して図っている。	B	③	3.4.6.11	自治会等における各種役員の女性参画調査を実施し、現状を把握するとともに、自治会の共同参画推進を促す。
	②活動団体の育成及び支援			人権同和政策課	自治会等における各種役員の女性参画調査を実施し、現状把握し、男女共同参画を促す。	自治会等における各種役員の女性参画調査を実施し、現状把握し、市ホームページに掲載した。	B	①④	3.4.6	自治会等における各種役員の女性参画調査を実施し、現状把握するとともに、各種会議等で現状をお知らせし男女共同参画を促す。
		活動団体の育成及び支援	各種活動団体の育成・支援に努めます。	地域づくり支援課	小学校区単位の地域づくり等の活動支援を通じて、女性の社会参画を促す。	小学校区単位の地域づくり等の活動支援を通じて、女性の社会参画を図った。	B	③	9	小学校区単位の地域づくり等の活動支援を通じて、女性の社会参画を促す。

※推進計画P44参照

基本目標6 家庭生活と社会活動等が両立するための支援

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課	令和5年度事業計画（事業名・内容）	令和5年度実績状況・課題 (回数などの数値実績も記載してください)	事業実績評価 (※1)	評価判断基準 (※2)	共同参画視点 (※3)	令和6年度事業計画（事業名・内容） (回数などの数値目標・計画も記載してください)
(1) 仕事と育児・介護の両立のための社会的支援	①保育サービスの充実 ②子育て支援サービスの充実 ③介護サービスの充実	保育環境の整備	特別保育など保育サービスの充実を図り、女性の社会進出、職場復帰を支援します。	保育課	市立保育園をはじめ、私立保育園、小規模保育事業所などと連携を図り、良好な保育環境の維持に努める。	各保育施設と連絡を取り合い、情報を共有することでより良い保育環境での保育を実施した。	B	③	8	市立保育園をはじめ、私立保育園、小規模保育事業所などと連携を図り、良好な保育環境の維持に努める。
		子育て支援環境の整備	低学年児童の放課後対策のため、児童館・放課後児童クラブを開館し、子育てを支援します。	教育課	各地区別児童館の運営と田中、滋野、祢津小学校に併設の各児童クラブ及び北御牧児童館、和児童館それぞれ併設の児童クラブの運営を行う。	各地区別児童館の運営と田中、滋野、祢津小学校に併設の各児童クラブ及び北御牧児童館、和児童館それぞれ併設の児童クラブの運営を行った。	A	①	7	各地区別児童館の運営と田中、滋野、祢津小学校に併設の各児童クラブ及び北御牧児童館、和児童館それぞれ併設の児童クラブの運営を行う。
		育児相談	子育て支援センター及び各保育園で育児相談を行います。	子ども家庭支援課	子育て支援センター通所者以外の相談にも積極的に応じていく	・利用者支援事業として各種相談に応じた。(231件) ・支援センター以外でもライン等による相談を実施した。	B	①	3	子育て支援センター通所者以外の相談にも積極的に応じていく。
				保育課	各保育園で保護者面談を行うことで、保護者が育児相談できる場所を設ける。	個別に保護者面談を行い、育児相談を実施した。	B	①③	8	各保育園で保護者面談を行うことで、保護者が育児相談できる場所を設ける。
		介護支援と相談機能の充実	介護情報の周知に努め、介護サービスが円滑に利用できるように支援します。また、地域包括支援センターを拠点に介護相談の充実を図ります	福祉課	寄り添い、高齢者の生きがいづくりを目指し、地域包括ケアシステムの構築に向け、訪問相談や医療・介護・地域との連携を図りながら高齢者支援を推進する。	地域包括支援センターで、随時相談支援を行った。また、介護と医療の総合相談窓口を開設し、出張相談を実施した。高齢者センターの改修により、高齢者係地域包括支援係の窓口を一体化させた。	B	①	8	令和6年度より土曜日も相談窓口を開設し、相談支援体制の充実を図る。
		家庭介護者の講習	介護を行っている家族が知識・技術を習得するための教室を開催します。	福祉課	認知症を抱える家族介護者の会を開催し、介護者同士の情報交換等の支援を行い、在宅支援を推進する。	家族会を毎月第3金曜日に開催した。介護者と介護事業者が参加し、情報交換やレクリエーション等を行った。	B	③	8	認知症を抱える家族介護者の会を引き続き開催し、在宅支援の充実を図る。
		介護保険制度の円滑な実施	介護保険制度の目的を踏まえ、制度を円滑に実施し、家族の介護負担の軽減を図ります。	福祉課	介護保険制度の目的を踏まえ、制度を円滑に実施し、家族の介護負担の軽減を図る。	家庭での介護を支援するため在宅福祉サービスの事業を推進した。 (訪問理美容、寝たきり高齢者希望の旅事業への助成、家庭介護用品助成、家庭介護者慰労金給付、緊急宿泊支援、高齢者台帳の整備・更新、在宅介護者リフレッシュ事業)	B	③	7	引き続き在宅福祉サービス事業の推進を図ることにより家族への介護負担の軽減を図る。
		②男女が共に関わる地域づくりの促進	ボランティア団体の育成・支援	子ども家庭支援課	社会福祉協議会などボランティア団体と連携し養成と活躍の場を創設する。	・子育て支援サポーター養成講座を行い、累計89人が研修を受講した。	B	①	9	子育て支援サポーター研修を継続し、さらにサポーターを増やす。(目標累計100人)
				保育課	保育園でボランティアを受け入れる。	保育園では、食育等のボランティアの受入れを行った。	B	①③	9	保育園でボランティアを受け入れる。
				福祉課	社協と連携しボランティア団体の支援を継続します。また、介護予防等のボランティアの育成支援に努める。	市で養成した介護予防住民指導者による住民主体の介護予防サービスを令和5年10月より開始した。	B	③	9	社協と連携しボランティア団体の支援を継続する。また、引き続き介護予防住民指導者の育成及び住民主体の会の継続支援に努める。
(2) 地域社会との連携	①地域の多様性に基づいたネットワークの構築 ②男女が共に関わる地域づくりの促進	ネットワークの構築への支援	ボランティア団体など地域で活動する各種団体のネットワークの構築、地域活動を支援します。	子ども家庭支援課	10月から開始する「子育て見守りサポーター」登録に向けて更新研修を実施する。	・子育て見守りサポーターの更新研修を実施した。参加者29人 ・子育て見守りサポーター研修を受けた者には、10月から創設した「支援対象児童等見守り支援強化事業」の見守り支援員として登録してもらい、子どもや子育て世帯への訪問・見守り事業を開始した。令和5年度見守り支援員登録者31人。訪問による支援55回 支援活動の場での支援 145回	A	①②	9	・子育て見守りサポーターの更新研修を継続し、見守り支援員の登録者数を増やす。(目標累計50人) ・支援対象児童の定期的なモニタリングを実施し、「支援対象児童等見守り支援強化事業」の見守り体制の充実と適正化を図る。
		女性の地域づくりの促進	地域づくり、まちづくりに男女が対等な立場で活動できるよう女性の参画を促進します。	地域づくり支援課	自治会等における各種役員の女性参画調査を実施し、現状を把握するとともに、自治会の共同参画推進を促す。	令和5年第2回自治推進委員会及び令和6年第1回自治推進委員会において、「地域や区役員の選出における男女共同参画の推進について」を担当課より説明し、男女共同参画の理解、推進を継続して図っている。	B	③	3.11	自治会等における各種役員の女性参画調査を実施し、現状を把握するとともに、自治会の共同参画推進を促す。
		地域での生活課題への女性の参画促進	防災・環境問題等の生活課題に関する地域活動への女性の参画を促します。	総務課	地域防災計画に基づき、9月3日に市防災訓練を実施予定。男性も女性も性別に拘らず主体的に役割を担うよう推進していく。	新型コロナ流行後、令和5年9月3日に市防災訓練を再開し、67区中66区5,000人余の参加人数があった。男女別の参加人数や訓練内容は把握していないが、今後も各区消防防災班への啓発を進める。市防災訓練の参加人数を増やすことが課題。	C	②	3.4	地域防災計画に基づき、9月1日に市防災訓練を実施予定。男性も女性も性別に拘らず主体的に役割を担うよう啓発をする。市防災訓練の参加人数(安否確認含む)を一層増やす必要がある。
				生活環境課	・防犯女性部・ごみ減量3R推進委員会等女性の活動を通じて、地域全体で意識の高揚を図る。各団体への参加を様々な機会をとらえてPRする。	防犯女性部は、月1回の防犯パトロールや市内保育園での防犯紙芝居を実施した。ごみ減量3R推進委員会は、広報紙発行やリサイクル活動等を通じて、ごみの分別と減量のPRに務めた。	B	①③	9	防犯女性部・ごみ減量3R推進委員会等女性の活動を通じて、地域全体で意識の高揚を図る。各団体への参加を様々な機会をとらえてPRする。

※推進計画P47参照

基本目標 7 母性の保護と男女の健康の増進

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課	令和5年度事業計画（事業名・内容）	令和5年度実績状況・課題 (回数などの数値実績も記載してください)	事業実績評価 (※1)	評価判断基準 (※2)	共同参画視点 (※3)	令和6年度事業計画（事業名・内容） (回数などの数値目標・計画も記載してください)
(1) 母性の尊重と保護	①母性尊重の意識の啓発 ②妊娠、出産、育児の安心 ③性感染症予防への取り組み	妊婦保健指導等	助産師による訪問相談や保健指導、両親学級等により妊娠、出産、育児に関する知識・技術の習得と不安の解消、流産や早産の回避を図るとともに、妊婦とその家族に母性保護の重要性を啓発します。	健康推進課	・妊娠届時に個別の保健指導を実施する。 ・もうすぐママパパ学級を開催する。 ・助産所とうみと連携し、妊婦相談訪問事業を行い、産後の支援に繋げる。	妊娠届（161件）個別面接時に保健指導実施。もうすぐママパパ学級では安心した妊娠・出産についての保健指導を実施し、母性保護について夫婦関係の重要性についても学習できる内容にした。妊産婦相談事業（153件）として、訪問・電話・面接等実施。	A	①	4. 12	・妊娠届時に個別の保健指導を実施する。 ・もうすぐママパパ学級を開催する。 ・助産所とうみと連携し、妊婦相談訪問事業を行い、産後の支援に繋げる。
		母子保健の充実	妊産婦及び乳幼児の検診・訪問、健康相談、発達相談等により母子の健康保持を図ります。	健康推進課	引き続き、妊産婦・新生児訪問事業、乳幼児健診、母子訪問、健康相談、発達相談等により、母子健康管理などの相談に務める。	妊産婦・新生児訪問事業、乳幼児健診、母子訪問、健康相談、子育て相談等を実施した。	A	①	4. 12	引き続き、妊産婦・新生児訪問事業、乳幼児健診、母子訪問、健康相談、子育て相談等により、母子健康管理などの相談に務める。
		安心・安全な出産	安心・安全な出産ができる体制の整備・維持に努めます。	市民病院 助産所とうみ	・お母さん中心の安心・安全なお産を提供する。 ・楽しく安心して自信をもって子育てに取り組めるような場であることを知ってもらう。 ・産後ケアの周知に努め利用者数が増える。 ・信州上田医療センターとの医療連携につとめる。 ・切れ目ない支援に向けて東御市との連携や東御市の事業に引き続き参加していく。	・分娩件数の増加、信州上田医療センターへの転院数の減少があった。 ・安心・安全なお産に向けて信州上田医療センターとの連携につとめて連絡もスムーズに行えた。 ・東御市との連携について、産後ケア事業の利用者の増加があった。	B	①③④	3. 4. 12	・安心・安全なお産の提供に向けて、妊婦さんのセルフケアを促し、転院率の減少につとめる。 ・信州上田医療センターとの医療連携の維持、強化に努める。 ・産後ケア利用者数の増加、サービスの向上に努める。 ・東御市との連携を強化、維持できる。 ・新規事業（訪問看護、産後の新規クラス）実施、開催できる。
		相談事業	エイズその他の性感染症についての正しい知識、情報を提供し、自分の身体を大切にする意識の高揚を図り、健康相談に対応します。	健康推進課	・エイズ等について正しい知識、情報を提供するため、相談の周知を行う。 ・健康相談、電話相談等により常時相談に応じる。	健康相談の周知を毎月の広報で行った。	B	①	8. 12	・エイズ等について正しい知識、情報を提供するため、相談の周知を行う。 ・健康相談、電話相談等により常時相談に応じる。
		性感染症教育	小・中学校において性感染症についての正しい知識、情報を学習し、自分の体を大切にする知識の向上を図ります。	教育課	・小学校は6年生で保健体育「病気の予防」で、中学校は特活、保健体育で性感染症について学年に応じて学習する。	小学校は6年生で保健体育「病気の予防」で、中学校は特活、保健体育で性感染症について学年に応じて学習した。	A	①	1. 2. 12	・小学校は6年生で保健体育「病気の予防」で、中学校は特活、保健体育で性感染症について学年に応じて学習する。
		性感染症教育	小・中学校において性感染症についての正しい知識、情報を学習し、自分の体を大切にする知識の向上を図ります。	教育課	・小学校は6年生で保健体育「病気の予防」で、中学校は特活、保健体育で性感染症について学年に応じて学習する。	小学校は6年生で保健体育「病気の予防」で、中学校は特活、保健体育で性感染症について学年に応じて学習した。	A	①	8. 12	・小学校は6年生で保健体育「病気の予防」で、中学校は特活、保健体育で性感染症について学年に応じて学習する。
(2) 生涯を通じた男女の健康づくり支援	①ライフステージに応じた健康づくり支援 ②相談体制の充実	ライフステージに応じた健康づくり支援	自らの健康は自らつくることを基本に、各種検診、健康相談の実施や健康づくり教室の開催などにより、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた健康の保持、増進を支援します。	健康推進課	乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた健康づくりの視点で、各種健診や健康相談や教室等の保健・健康づくり事業を実施する。	感染症対策を講じながら、各種健診、健康相談や健康づくり教室等をおおむね予定通り実施した。	A	①	8. 12	乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた健康づくりの視点で、各種健診や健康相談や教室等の保健・健康づくり事業を実施する。
		食育の推進	生涯を通じた健全な食生活の実現、健康の確保が図れるように食育を推進します。	健康推進課	健康とうみ21（後期計画）に基づき、生涯を通じた健全な食生活の実現、健康の保持が図れるように推進する。	健康とうみ21（後期計画）に基づき、食育推進市民会議1回開催、栄養士連絡会1回開催し健康の保持が図れるよう取り組んだ。	A	①	9. 12	健康とうみ21（後期計画）に基づき、生涯を通じた健全な食生活の実現、健康の保持が図れるように推進する。
				教育課	・各小中学校において作成した「食に関する指導の全体計画」に基づき推進する。	・各小中学校において作成した「食に関する指導の全体計画」に基づき推進した。	A	①	10. 12	・各小中学校において作成した「食に関する指導の全体計画」に基づき推進する。
				子ども家庭支援課	○子ども家庭支援課 支援センター内での食事を再開する。 ・専門職が相談に応じる体制を確保した。	支援センター内での食事を再開した。 支援センター内での栄養相談を実施した。（定期と随時）	B	①	10. 12	支援センター内での食事を再開。 ・専門職が相談に応じる体制を継続する
				保育課	給食に地元食材・園内菜園で収穫した野菜を積極的に使用・調理し食することで、食や地域への関心を高める。また、作物を作り自ら調理することで食に関するすべての人への感謝の気持ちを持てるように促していく。家庭へのお便りや献立のレシピを配布し、情報の共有を図る。	各園で食育の活動を行った。 また、園ごとの田畑で園児が米や野菜等を栽培、収穫し、自分達で調理する体験も行った。 家庭へは、活動の報告や、献立のレシピをお便りに載せ、周知した。	B	①③	3. 12	給食に地元食材・園内菜園で収穫した野菜を積極的に使用・調理し食することで、食や地域への関心を高める。また、作物を作り自ら調理することで食に関するすべての人への感謝の気持ちを持てるように促していく。家庭へのお便りや献立のレシピを配布し、情報の共有を図る。
		相談体制の充実	乳幼児期から高齢期まで様々な相談に対応し、心身ともに健康な生活づくりを支援します。	健康推進課	母子健康相談・生活習慣病相談を実施する。	母子健康相談・生活習慣病相談を毎週火曜日に開催した。	A	①	8. 12	母子健康相談・生活習慣病相談を実施する。

※推進計画P50参照

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課	令和５年度事業計画（事業名・内容）	令和５年度実績状況・課題 （回数などの数値実績も記載してください）	事業実績評価 （※1）	評価判断基準 （※2）	共同参画視座 （※3）	令和６年度事業計画（事業名・内容） （回数などの数値目標・計画も記載してください）
（３）困難な状況に置かれている者への支援と多様性の尊重	①ひとり親家庭などの生活上の困難を抱えている者への支援 ②性の多様性への理解促進 ③どのような属性の人たちでも安心してくらせる環境整備	ひとり親家庭など生活上の困難を抱えているものへの支援	一人親家庭など生活上困難な状況に置かれている者に対する、それぞれが抱える課題に応じた包括的な支援を、関係機関・支援団体等との連携により推進します。	福祉課	母子父子自立相談員がひとり親家庭からの相談に応じ支援を行う。	母子父子自立支援員がひとり親家庭からの相談に応じた。多岐にわたる相談が増加している点から、各関係機関と連携を図りながら支援を行った。（母子・父子の新規相談件数38件）	B	③	2	・母子父子自立支援員がひとり親家庭からの相談に応じ支援を行う。 ・離婚問題等での専門的な相談に対応するため、新たに離婚前後親支援事業に取り組み、公正証書等の費用助成や弁護士相談を実施する。
				人権同和政策課	毎月人権よろず相談所を開設、相談内容の充実を図る。また、隔月で女性弁護士相談を実施する。	人権よろず相談98件、女性弁護士による法律相談24件 様々な相談内容に対応できる体制を整える必要がある。	B	①④	1. 2. 3 . 4. 8	毎月人権よろず相談所を開設（年12回）、相談内容の充実（男性の人権等）を図る。また、隔月で女性弁護士相談を実施する（年6回）。 様々な相談内容に対応できる体制の検討。
			性の多様性への理解促進	人権同和政策課	毎月人権よろず相談所を開設、相談内容の充実を図る。また、隔月で女性弁護士相談を実施する。	人権よろず相談98件、女性弁護士による法律相談24件 様々な相談内容に対応できる体制を整える必要がある。	B	①④	1. 2. 3 . 4. 8	毎月人権よろず相談所を開設（年12回）、相談内容の充実（男性の人権等）を図る。また、隔月で女性弁護士相談を実施する（年6回）。 様々な相談内容に対応できる体制の検討。
				教育課	小中学校で多様な性のあり方について理解を進めるための学習の機会を設ける。	副読本「あけぼの」の使い、中学校で多様な性のあり方について理解を進めるための学習をした。	A	①	1. 2. 3 . 4. 10	小中学校で多様な性のあり方について理解を進めるための学習の機会を設ける。
		どのような属性の人たちでも安心してくらせる環境整備	障がい者、外国人等、多様な属性の人々に対する正しい理解や、それぞれが持てる力を発揮し、自分らしく安心して生活できるよう、多様な就業機会や学習機会の提供、相談支援体制の整備、社会的孤立を防ぐための地域の支え合いを推進します。	人権同和政策課	障がい者・外国人への差別防止やLGBT等への理解を深めるための講演会や講座を開催する。	障がい者・外国人への差別防止やLGBT等への理解を深めるための講演会や講座を開催した。	B	①④	10	障がい者・外国人への差別防止やLGBT等への理解を深めるための講演会や講座を開催する。より多くの方が参加できるよう、開催日時を検討する。
				生活環境課	市内在住の外国人を対象に、長野県多文化共生相談センターと共催で１５言語の外国人相談を開催する。	長野県多文化共生相談センターとの相談会は隔年のため、Ｒ５年度は未実施となる。通常業務の中で、外国人の相談業務は実施し、Ｒ５年度の相談件数は１,３１９件となる。	評価不能	①	10	実施予定なし
				商工観光課	商工団体等と連携し、障がい者や外国人等への正しい理解や、就業機会の創出に向けて講演会を開催する。	まいさば東御と連携し、市内合同求人情報誌の発行時に事業内容を紹介する等、就業機会の創出に取り組んだ。	B	①	10	商工団体等と連携し、障がい者や外国人等への正しい理解や、就業機会の創出に向けて講演会を開催する。
				教育課	小中学校で障がい者、外国人等、多様な属性の人々に関する学習の機会を設ける。	副読本「あけぼの」を使い、小中学校で障がい者、外国人等、多様な属性の人々に関する学習をした。	A	①	1. 2. 3 . 4. 5. 10	小中学校で障がい者、外国人等、多様な属性の人々に関する学習の機会を設ける。

※推進計画P50. 51参照

基本目標 8 国際社会の動向の理解と協調

具体的目標	施策の方向	具体的施策	事業の内容・主な取り組み	担当課	令和5年度事業計画（事業名・内容）	令和5年度実績状況・課題 (回数などの数値実績も記載してください)	事業実績評価 (※1)	評価判断基準 (※2)	共同参画視点 (※3)	令和6年度事業計画（事業名・内容） (回数などの数値目標・計画も記載してください)
(1) 国際的視野に立った事業の取り組み	①諸外国の事業把握とその活用 ②国際交流の推進と協調	国際的な動向の情報提供・意識啓発	男女共同参画に関する国際的な動向についての情報を提供し、市民が国際社会に関心を持ちながら、男女共同参画意識を高めていくように努める。	人権同和政策課	世界における日本のGGI（ジェンダーギャップ指数）について周知する。	北御牧地区（一部）、田中地区、祢津地区の計31区で開催した人権啓発学習会にて、日本のジェンダーギャップ指数について説明した。	B	①④	3.4.6	世界における日本のGGI（ジェンダーギャップ指数）について周知する。 市HPなど様々な方法による周知を検討する。
		国際交流の促進	市民の国際交流を深め、姉妹都市や市内在住外国人との交流を促進し、市内国際交流団体の活動を支援します。	地域づくり支援課	東御市国際友好協会への補助 友好協会主催事業 中学生・高校生ホームステイ事業 異文化交流サロンの開催	東御市国際友好協会への補助を通じて、国際交流を推進した。 姉妹都市マドラス市への高校生ホームステイ派遣事業 5名参加	B	①	1,9	東御市国際友好協会への補助 友好協会主催事業 姉妹都市マドラス市との交流事業 ホストタウンモルドバ共和国との交流事業
		外国籍市民の支援	外国語により情報提供や外国人コミュニケーションによる相談事業により外国籍市民が安心して生活できるよう支援します。	生活環境課	・生活全般：ごみの出し方等 ・教育：小中学校の保護者・児童支援 ・子育て：保育園の保護者・児童支援 ・翻訳：市民への通知等	ごみの出し方については、外国語の資料とホームページにより支援を行っている。「ごみ・資源物分け方・出し方ポスター」について、英語、中国語、韓国語、タイ語の4か国語を作成し、配布している。 外国人コミュニケーションが外国籍市民からの相談を窓口や電話で受けるほか、学校等へ出向いての保護者や児童への通訳支援を実施するとともに市からの通知文等の通訳を行っている。 令和5度の総相談件数は、1,319件	A	①④	10	・生活全般：ごみの出し方等 ・教育：小中学校の保護者・児童支援 ・子育て：保育園の保護者・児童支援 ・翻訳：市民への通知等
		外国語教育及び国際理解教育の推進	小中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、英語教育の充実を図り、国際理解を促します。	教育課	・英語専科教員及び外国語指導助手を配置し英語教育の充実を図る。ALT3名の配属し、外国の人たちと触れ合う機会を作り、文化の理解を図る。	外国語指導助手を配置し英語教育の充実を図る。東部中学校、北御牧中学校に1名、滋野小学校、祢津小学校、北御牧小学校（1～4年）に1名、田中小学校、和小学校、北御牧小学校（5・6年）に1名の計3名配属し、外国の人たちと触れ合う機会を作り、文化の理解を図った。	A	①	10	・英語専科教員及び外国語指導助手を配置し英語教育の充実を図る。ALT3名の配属し、外国の人たちと触れ合う機会を作り、文化の理解を図る。

※推進計画P53参照